

長谷川病院 通所リハビリテーション いぐり
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
運営規程

(事業目的)

第1条 長谷川病院通所リハビリテーションいぐりが実施する指定通所リハビリテーション事業（介護予防通所リハビリテーション）（以下「事業」と言う）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士等、支援相談員（以下「職員」と言う）が要介護状態の利用者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）に対し、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、身体機能、生活機能の維持・回復のため適切なリハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この施設が実施する事業は、利用者が要介護状態等（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）となった場合においても、（介護予防にあつては介護予防に資するように）心身の状況、病歴を踏まえて利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 長谷川病院 通所リハビリテーション いぐり
- (2) 所在地 富山市星井町2丁目7番地40号
- (3) 電話番号 076-422-3040 FAX番号 076-422-5308
- (4) 管理者 長谷川 徹

(職員の職種及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く

- (1) 医師（病院兼務） 4名
- (2) 理学療法士 2名

(職務内容)

第5条 施設の職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師は、通所リハビリテーション従業者の管理を行うと共に、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。
- (2) 理学療法士は、医師や他職種と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共にリハビリテーションの実施に際して利用者に指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
国民の休日及び年末年始（12月30日から1月3日）盆休2日間を除く。
- (2) 営業時間 午前7時30分から午後16時30分までとする。
但し、サービス提供時間は、①7時30分～10時00分
②10時00分～12時00分
③13時00分～15時00分

(利用定数)

第7条 事業所の利用定員は、各単位10人とする。

(事業の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護認定審査会のサービス指定事項や居宅介護支援事業者の介護計画に基づき、施設の医師及び理学療法士等、その他の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）従事者による通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の作成。
- (2) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、（介護予防にあつては介護予防に資するように）利用者の身体機能の維持回復を図る適切な指導と機能訓練。
- (3) 療養上（介護予防にあつては介護予防上）必要とされる事項についての指導及び説明。

(利用料等)

- 第9条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。
- 2 おむつ代については、実費を徴収する。
 - 3 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
 - 4 サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容、金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名、捺印を受けるものとする。
 - 5 法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(衛生保持)

- 第10条 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持に努めなければならないものとする。

(衛生の管理等)

- 第11条 利用者の使用する施設、設備は衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所において感染症が発生し、又蔓延しないように必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、通報及び消火訓練を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第13条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該利用者の家族、主治医に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。また主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る

居宅介護支援事業者（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

- 第14条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は提供した指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関し支援相談の専門員として支援相談員を置き、いつでも相談又は意見を受付けるものとする。
 - 3 施設は提供した指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に関し、介護保険法第23条の規定により行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 施設は提供した指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（実施地域）

- 第15条 通常の事業の実施地域は、富山市（旧婦負郡、旧上新川郡も含む）、滑川市、中新川郡とする。

（個人情報の保護）

- 第16条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業員との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及び家族の了承を得るものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第17条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供をうけてもらうよう指示を行う。
- 2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治医からの指示事項等がある場合は申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る
- (3) 体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合にはサービスの提供を中止する事がある

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の庇護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止することを目的として虐待防止委員会を設置し、3ヶ月毎に開催する。
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画（BCP）の策定に関する事項)

第19条 事業所は、感染症や災害等が発生時に、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しをい行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 施設は、指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する記録を整備し、そのサービス提供の日から5年間保存するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長谷川病院通所リハビリテーションいぐりと担当者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年1月1日より施行する。

この規程は、令和3年11月1日より施行する。

この規程は、令和4年2月1日より施行する。

この規定は、令和4年4月1日より施行する。

この規定は、令和4年12月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年6月1日より施行する。